

## 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る 臨時代理の報告及び承認について

### (提案理由)

令和4年2月定例県議会へ提案した教育に関する議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められ、教育長が臨時に代理して意見を申し出たため、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める必要がある。

### 参考：関係法令条項

#### ●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

##### 第29条（教育委員会への意見聴取）

地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

#### ●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成20年4月1日施行）

##### 第2条（教育長へ委任しない事務）

教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (6) 教育予算その他教育に関する議会の議決を経るべき事件の議案について知事に意見を申し出ること

##### 第3条（臨時代理）

- 1 教育長は、前条第1項の規定にかかわらず、同条各号に掲げる事務について、教育委員会に付議する暇がないと認めるときは、臨時に代理することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理をしたときは、次の教育委員会に報告し承認を求めなければならない。

写

教政第1332号

令和4年（2022年）2月17日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県教育委員会

教育長 古閑 陽一

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和4年（2022年）2月14日付け財第267号で意見照会のありましたこのことについては、原案のとおりで差し支えありません。

写

財第267号

令和4年(2022年)2月14日

熊本県教育委員会

教育長 古閑 陽一 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

令和4年2月熊本県議会定例会に提出を予定している議案のうち、下記議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 第 1 号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第17号)の関係部分
- 第 3 号 令和3年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)
- 第 6 号 令和3年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)
- 第 23号 財産の無償譲渡について
- 第 40号 令和4年度熊本県一般会計予算の関係部分
- 第 44号 令和4年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算
- 第 47号 令和4年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算
- 第 60号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 61号 熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 62号 熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 73号 熊本県学校給食費等の管理に関する条例の制定について
- 第 75号 財産の減額貸付けについて
- 第 78号 権利の放棄について

写

教政第1403号

令和4年(2022年)3月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県教育委員会

教育長 古閑 陽一

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について(回答)

令和4年(2022年)3月4日付け財第289号で意見照会のありましたこのこと  
については、原案のとおりで差し支えありません。

写

財第289号

令和4年(2022年)3月4日

熊本県教育委員会

教育長 古閑 陽一 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

令和4年2月熊本県議会定例会に提出を予定している議案のうち、下記議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

第 80 号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第19号)の関係部分

第 1 号

令和3年度熊本県一般会計補正予算（第17号）

令和3年度熊本県の一般会計の補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,445,864千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,081,062,196千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 県 税		146,785,043	17,783,544	164,568,587
	1 県 民 税	42,196,623	3,080,008	45,276,631
	2 事 業 税	30,550,875	10,232,217	40,783,092
	3 地方消費税	30,575,138	3,002,235	33,577,373
	4 不 動 産 取 得 税	3,742,431	690,190	4,432,621
	5 県たばこ税	1,953,933	53,209	2,007,142
	6 ゴルフ場 利 用 税	488,358	102,540	590,898
	7 軽油引取税	14,112,678	543,119	14,655,797
	8 自動車税	23,039,315	71,146	23,110,461
	9 鉦 区 税	9,416	447	9,863
	10 狩 猟 税	17,834	1,758	19,592
	11 産業廃棄物税	98,442	6,675	105,117
2 地方消費税 清 算 金		79,218,545	4,083,355	83,301,900
	1 地方消費税 清 算 金	79,218,545	4,083,355	83,301,900

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	地方譲与税	19,165,765	11,620,979	30,786,744
	1 特別法人事業 譲与税	16,713,055	11,490,526	28,203,581
	2 地方揮発油 譲与税	2,115,534	91,247	2,206,781
	3 石油ガス 譲与税	48,106	10,596	58,702
	4 自動車重量 譲与税	111,146	31,427	142,573
	5 森林環境 譲与税	163,572	444	164,016
	6 航空機燃料 譲与税	14,351	△ 3,261	11,090
4	地方特例 交付金	918,102	39,228	957,330
	1 地方特例 交付金	918,102	39,228	957,330
5	地方交付税	219,669,000	24,172,653	243,841,653
	1 地方交付税	219,669,000	24,172,653	243,841,653
6	交通安全対策 特別交付金	304,004	△ 15,282	288,722
	1 交通安全対策 特別交付金	304,004	△ 15,282	288,722
7	分担金及び 負担金	3,881,671	596,761	4,478,432
	1 分担金	769,511	191,161	960,672



款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 負担金	3,112,160	405,600	3,517,760
8 使用料及び手数料		9,448,576	△ 328,671	9,119,905
	1 使用料	6,610,025	△ 261,602	6,348,423
	2 手数料	2,838,551	△ 67,069	2,771,482
9 国庫支出金		272,950,613	20,944,914	293,895,527
	1 国庫負担金	51,705,977	△ 653,003	51,052,974
	2 国庫補助金	218,220,763	21,974,434	240,195,197
	3 国庫委託金	3,023,873	△ 376,517	2,647,356
10 財産収入		1,386,704	184,828	1,571,532
	1 財産運用収入	877,457	109,731	987,188
	2 財産売払収入	509,247	75,097	584,344
11 寄附金		244,676	309,716	554,392
	1 寄附金	244,676	309,716	554,392
12 繰入金		40,353,437	△ 26,170,925	14,182,512
	1 特別会計繰入金	466,048	63,793	529,841

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 基金繰入金	39,887,389	△ 26,234,718	13,652,671
13 繰越金		2,363,845	18,937,486	21,301,331
	1 繰越金	2,363,845	18,937,486	21,301,331
14 諸収入		98,591,351	△ 2,115,124	96,476,227
	1 延滞金、加算金 及び過料等	186,336	△ 66,235	120,101
	2 県預金利子	2,215	323	2,538
	3 貸付金 元利収入	75,226,339	△ 587,714	74,638,625
	4 受託事業 収入	2,973,025	△ 336,086	2,636,939
	5 収益事業 収入	3,165,459	△ 394,878	2,770,581
	6 雑入	17,037,908	△ 730,534	16,307,374
15 県債		115,335,000	402,402	115,737,402
	1 県債	115,335,000	402,402	115,737,402
歳入合計		1,010,616,332	70,445,864	1,081,062,196

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,344,775	△ 35,272	1,309,503
	1 議 会 費	1,344,775	△ 35,272	1,309,503
2 総 務 費		42,455,988	38,103,940	80,559,928
	1 総務管理費	13,495,790	36,830,558	50,326,348
	2 企 画 費	10,124,451	△ 332,518	9,791,933
	3 徴 税 費	7,374,319	101,589	7,475,908
	4 市 町 村 振 興 費	7,290,142	50,147	7,340,289
	5 選 挙 費	1,317,973	369	1,318,342
	6 防 災 費	2,104,580	1,433,103	3,537,683
	7 統計調査費	444,606	△ 24,520	420,086
	8 人 員 会 事 委 員 会 費	155,229	8,601	163,830
	9 監査委員費	148,898	36,611	185,509
3 民 生 費		119,629,152	△ 4,618,111	115,011,041
	1 社会福祉費	72,174,377	△ 3,619,444	68,554,933

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	38,924,303	△ 1,171,718	37,752,585
	3 生活保護費	4,912,732	209,606	5,122,338
	4 災害救助費	3,617,740	△ 36,555	3,581,185
4 衛生費		115,513,010	11,247,049	126,760,059
	1 公衆衛生費	100,452,209	11,142,376	111,594,585
	2 環境衛生費	12,107,304	155,528	12,262,832
	3 保健所費	1,604,655	△ 41,638	1,563,017
	4 医薬費	1,348,842	△ 9,217	1,339,625
5 労働費		2,869,306	△ 183,169	2,686,137
	1 労政費	243,733	△ 27,223	216,510
	2 職業訓練費	2,228,398	△ 362,648	1,865,750
	3 失業対策費	295,033	201,739	496,772
	4 労働委員会費	102,142	4,963	107,105
6 農林水産業費		67,050,614	4,642,393	71,693,007
	1 農業費	19,045,397	△ 779,212	18,266,185

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	2,781,465	953,004	3,734,469
	3 農地費	23,318,411	2,740,822	26,059,233
	4 林業費	17,473,388	1,120,639	18,594,027
	5 水産業費	4,431,953	607,140	5,039,093
7 商工費		163,139,956	△ 8,433,813	154,706,143
	1 商業費	147,337,494	△ 18,529,695	128,807,799
	2 工鉱業費	8,835,456	△ 344,283	8,491,173
	3 観光費	6,967,006	10,440,165	17,407,171
8 土木費		85,639,041	17,361,155	103,000,196
	1 土木管理費	2,401,482	△ 22,275	2,379,207
	2 道橋りょう費	39,457,989	9,090,390	48,548,379
	3 河川海岸費	28,609,618	8,135,964	36,745,582
	4 港湾費	5,153,743	1,654,800	6,808,543
	5 都市計画費	7,986,663	△ 1,391,192	6,595,471
	6 住宅費	2,029,546	△ 106,532	1,923,014

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9 警察費		38,585,640	304,550	38,890,190
	1 警察管理費	34,365,812	339,775	34,705,587
	2 警察活動費	4,219,828	△ 35,225	4,184,603
10 教育費		143,066,872	△ 2,889,049	140,177,823
	1 教育総務費	34,848,542	△ 1,344,468	33,504,074
	2 小学校費	37,864,370	△ 914,844	36,949,526
	3 中学校費	21,717,876	△ 207,318	21,510,558
	4 高等学校費	29,964,181	△ 382,656	29,581,525
	5 特別支援学校費	13,197,799	55,839	13,253,638
	6 大学費	1,508,259	95,325	1,603,584
	7 社会教育費	2,277,804	△ 106,880	2,170,924
	8 保健体育費	1,688,041	△ 84,047	1,603,994
11 災害復旧費		39,923,688	11,108,182	51,031,870
	1 総務災害復旧費	2,541,058	666	2,541,724
	2 民生災害復旧費	616,146	4,133	620,279

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 農林水産業 災害復旧費	15,068,519	△ 1,018,877	14,049,642
	4 商工災害 復旧費	1,015,511	6,720,192	7,735,703
	5 土木災害 復旧費	19,919,777	5,545,483	25,465,260
	6 警察災害 復旧費	43,146		43,146
	7 教育災害 復旧費	719,531	△ 143,415	576,116
12 公債費		97,183,446	△ 3,030,548	94,152,898
	1 公債費	97,183,446	△ 3,030,548	94,152,898
13 諸支出金		94,014,844	6,868,557	100,883,401
	1 繰出金	16,135,806	96,678	16,232,484
	2 ゴルフ場利用税 交付金	341,783	92,868	434,651
	3 利子割金 交付金	127,692	△ 15,029	112,663
	4 地方消費税 清算金	30,074,580	3,246,720	33,321,300
	5 地方消費税 交付金	39,821,050	2,064,250	41,885,300
	6 配当割金 交付金	513,822	△ 12,742	501,080
	7 株式等譲渡 所得割交付金	540,806	466,771	1,007,577

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	8 軽油引取税 交付金	3,435,756	140,896	3,576,652
	9 所得割 交付金	134,965	1,559	136,524
	10 環境性能割 交付金	617,953	11,406	629,359
	11 法人事業税 交付金	2,270,488	775,180	3,045,668
歳出合計		1,010,616,332	70,445,864	1,081,062,196



第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	金額
1 議会費		千円 20,893
	1 議会費	20,893
2 総務費		1,568,980
	1 徴税費	68,980
	2 市町村振興費	1,500,000
3 民生費		3,288
	1 生活保護費	3,288
4 衛生費		5,548,604
	1 公衆衛生費	5,548,604
5 労働費		201,739
	1 失業対策費	201,739
6 教育費		134,045
	1 中学校費	22,947
	2 大学費	111,098
合	計	7,477,549

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
1 総 務 費		1,979,942	3,993,187
	1 総務管理費	1,495,486	1,545,881
	2 企画費	153,550	517,020
	3 防災費	330,906	1,930,286
2 民 生 費		1,518,318	3,583,295
	1 社会福祉費	1,497,511	3,027,591
	2 児童福祉費	20,807	555,704
3 衛 生 費		189,950	320,518
	1 環境衛生費	189,950	320,518
4 勞 働 費		169,918	356,476
	1 職業訓練費	169,918	356,476
5 農 林 水 産 業 費		25,487,500	38,835,314
	1 農業費	1,388,000	4,508,066
	2 畜産業費	298,000	1,446,325
	3 農地費	12,421,800	17,908,804
	4 林業費	10,420,700	13,283,988
	5 水産業費	959,000	1,688,131

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
6 商 工 費		千円 11,724,114	千円 29,522,081
	1 商 業 費	9,868,662	16,375,769
	2 工 鉱 業 費	1,622,453	1,908,225
	3 観 光 費	232,999	11,238,087
7 土 木 費		50,476,550	67,984,319
	1 土 木 管 理 費	429,326	447,252
	2 道 路 橋 り よ う 費	25,196,621	31,901,025
	3 河 川 海 岸 費	17,966,919	26,465,157
	4 港 湾 費	2,317,234	4,171,120
	5 都 市 計 画 費	4,566,450	4,999,765
8 警 察 費		257,501	262,559
	1 警 察 管 理 費	173,560	185,888
	2 警 察 活 動 費	83,941	76,671
9 教 育 費		4,101,790	5,757,280
	1 教 育 総 務 費	125,012	1,204,162
	2 高 等 学 校 費	2,295,718	2,430,782
	3 特 別 支 援 学 校 費	1,448,577	1,769,885
	4 社 会 教 育 費	232,483	352,451

款	項	金額	
		補正前	補正後
10 災害復旧費		千円 19,463,620	千円 26,498,412
	1 商工災害復旧費	596,524	7,576,616
	2 土木災害復旧費	18,867,096	18,921,796
合	計	115,369,203	177,113,441

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 会計事務補助委託業務	令和4年度	千円 8,078
2 地域振興局局長宿舍等賃借	令和4年度	15,806
3 派遣職員宿舍等賃借	令和4年度	10,544
4 東京事務所職員宿舍等賃借	令和4年度 ～令和5年度	46,564
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	31,096 15,468
5 銀座熊本館運営業務	令和4年度	2,188
6 人権啓発業務	令和4年度	3,200
7 通訳等業務	令和4年度	5,811
8 県費留学生宿舍等賃借	令和4年度	537
9 性暴力被害者サポートセンター運営業務	令和4年度	22,761
10 犯罪被害者見舞金相談窓口関係業務	令和4年度	770
11 外国人サポートセンター運営業務	令和4年度	15,788
12 御所浦地域活性化推進事業	令和4年度	2,000
13 軽自動車税申告受付等業務	令和4年度	17,242

事 項	期 間	限 度 額
14 防災消防航空隊隊員宿舍賃借	令和4年度	千円 6,231
15 防災消防ヘリコプター運航等業務	令和4年度 ～令和6年度	462,220
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度	230,490 115,865 115,865
16 職員等採用試験案内作成業務	令和4年度	765
17 消費者問題解決力強化事業	令和4年度	1,631
18 消費者生活再生総合支援事業	令和4年度	18,734
19 社会的養護自立支援業務	令和4年度	11,811
20 里親養育包括支援業務	令和4年度	4,200
21 大気汚染監視業務	令和4年度	1,035
22 産業廃棄物適正処理対策業務	令和4年度	660
23 エコアくまもと環境教育推進事業	令和4年度	13,285
24 水俣病総合対策事業等委託業務	令和4年度	70,218
25 外国人材受入支援センター運営業務	令和4年度	12,189
26 障害者就業・生活支援センター運営業務	令和4年度	51,242
27 若年無業者就労促進事業	令和4年度	7,027
28 ジョブカフェくまもと施設賃借	令和4年度	4,724

事 項	期 間	限 度 額
29 ジョブカフェくまもと関係業務	令和4年度	千円 3,901
30 県産農林水産物等輸出推進総合支援事業	令和4年度	6,163
31 農業法人活動強化支援業務	令和4年度	5,600
32 認定農業者認定業務	令和4年度	4,052
33 県低利預託基金貸付金	令和4年度	153,950
34 熊本型特別栽培農産物認証業務	令和4年度	4,473
35 地下水と土を育む農畜産物等認証業務	令和4年度	1,305
36 契約指定野菜安定供給資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会 (以下「協会」という。)が、独立行政法人農 畜産業振興機構に対して支払う契約指定野菜安 定供給資金に不足を生じた場合、県が協会に対 しその不足額を補助する支払保証	令和3年度 ～令和4年度	3,700
37 家畜改良増殖総合対策事業	令和4年度	21,255
38 畜産経営技術高度化推進事業	令和4年度	5,858
39 国営土地改良事業負担金	令和4年度 ～令和15年度	211,896
	年次別内訳 令和4年度 418 令和5年度 418 令和6年度 21,106 令和7年度 21,106 令和8年度 21,106 令和9年度 21,106 令和10年度 21,106 令和11年度 21,106 令和12年度 21,106 令和13年度 21,106 令和14年度 21,106 令和15年度 21,106	
40 総合評価方式事前登録審査業務	令和4年度	9,800

事 項	期 間	限 度 額
41 ため池サポートセンター運営業務	令和4年度	千円 7,842
42 森づくりボランティアネット運営業務	令和4年度	8,722
43 くまもと林業大学校運営業務	令和4年度	64,714
44 治山事業	令和4年度	119,000
45 水産動物種苗生産等水産振興業務	令和4年度	126,559
46 ヒトエグサ人工採苗網生産業務	令和4年度	1,368
47 クマモト・オイスター種苗生産業務	令和4年度	19,000
48 海外展開推進体制整備事業	令和4年度	8,229
49 物産展示場施設賃借	令和4年度	5,798
50 大阪圏県産品販路拡大業務	令和4年度	2,100
51 e-コマース強化雇用創出事業	令和4年度	8,000
52 小規模事業者等支援関係事業	令和4年度	5,507
53 大阪事務所職員宿舍等賃借	令和4年度	10,126
54 福岡事務所職員宿舍等賃借	令和4年度	2,160
55 インキュベーション施設運営事業	令和4年度	12,736
56 プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業	令和4年度	51,764



事 項	期 間	限 度 額
57 計量検定業務	令和4年度	千円 15,594
58 九州観光推進機構派遣職員宿舍賃借	令和4年度	672
59 ツール・ド・九州事務局派遣職員宿舍賃借	令和4年度	672
60 建設産業若手人材確保対策事業	令和4年度	15,000
61 鞠智城PR事業	令和4年度	18,000
62 特定建築物等定期報告委託業務	令和4年度	4,311
63 住宅・建築物防災対策普及啓発委託業務	令和4年度	552
64 交番・駐在所等賃借	令和4年度	18,609
65 教職員住宅用地賃借	令和4年度	171
66 公立学校教職員初任者研修等会場賃借	令和4年度	523
67 熊本時習館スクールソーシャルワーカー派遣事業	令和4年度	14,240
68 校長宿舍等賃借	令和4年度	3,792
69 県立学校用地等賃借	令和4年度 ～令和6年度	966
	年次別内訳	
	令和4年度 令和5年度 令和6年度	928 19 19
70 特別支援学校仮設校舎賃借	令和4年度 ～令和8年度	28,129
	年次別内訳	
	令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	9,873 8,544 2,436 2,436 4,840

事 項	期 間	限 度 額				
71 電話相談室賃借	令和4年度	千円 540				
72 県営農地等災害復旧事業	令和4年度 ～令和5年度	2,440,000				
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	20,000 2,420,000				
73 なりわい再建支援事業	令和4年度	56,866				
74 なりわい再建支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、なりわい再建支援補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和4年度 ～令和7年度	76,167				
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度	19,375 19,375 18,931 18,486				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>年2.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>		期 間	利子助成率	3年以内	年2.0%以内	
期 間	利子助成率					
3年以内	年2.0%以内					

2 変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 広報関係業務	令和4年度	千円 38,739	(補正前に同じ)	令和4年度	千円 46,935
2 首都圏広報業務	令和4年度	10,068	(補正前に同じ)	令和4年度	16,689
3 保健・医療・福祉 関係業務	令和4年度	952,916	(補正前に同じ)	令和4年度	4,732,525
4 医師修学資金貸付	令和4年度 ～令和8年度	35,895	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和8年度	38,767
	年次別内訳 令和4年度 7,179 令和5年度 7,179 令和6年度 7,179 令和7年度 7,179 令和8年度 7,179			年次別内訳 令和4年度 10,051 令和5年度 7,179 令和6年度 7,179 令和7年度 7,179 令和8年度 7,179	
5 離職者訓練等委託 業務	令和4年度	216,161	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和6年度	285,131
				年次別内訳 令和4年度 249,821 令和5年度 33,935 令和6年度 1,375	
6 就職氷河期世代 活躍促進事業	令和4年度	25,499	(補正前に同じ)	令和4年度	71,627
7 指定野菜価格安定 対策資金支払保証	令和3年度 ～令和4年度	664,656	(補正前に同じ)	令和3年度 ～令和4年度	731,495
8 積算基礎資材単価 調査業務	令和4年度	43,500	(補正前に同じ)	令和4年度	63,505
9 企業立地促進費 補助	令和4年度 ～令和7年度	1,925,100	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和7年度	1,987,100
	年次別内訳 令和4年度 600,000 令和5年度 600,000 令和6年度 425,100 令和7年度 300,000			年次別内訳 令和4年度 662,000 令和5年度 600,000 令和6年度 425,100 令和7年度 300,000	
10 庁用自動車賃借	令和4年度	11,088	(補正前に同じ)	令和4年度	11,868

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
11 警察関係業務	令和4年度 ～令和5年度	千円 2,555,148	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和5年度	千円 2,613,973
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	1,836,268 718,880		年次別内訳 令和4年度 令和5年度	1,895,093 718,880
12 ほほえみスクール ライフ支援事業	令和4年度	89,903	(補正前に同じ)	令和4年度	111,733
13 県有施設等管理 業務	令和4年度 ～令和8年度	5,739,016	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和8年度	6,467,319
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	3,604,101 1,066,740 1,058,908 4,903 4,364		年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	4,328,482 1,068,282 1,060,120 5,487 4,948
14 給食業務	令和4年度 ～令和6年度	244,348	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和6年度	298,422
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度	156,324 43,989 44,035		年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度	210,398 43,989 44,035
15 情報処理関連業務	令和4年度 ～令和8年度	1,499,512	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和8年度	2,494,266
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	856,426 313,601 278,396 34,306 16,783		年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	1,825,272 320,198 284,993 40,699 23,104
16 事務機器等賃借	令和4年度 ～令和11年度	2,519,422	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和11年度	2,764,420
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	499,722 500,448 490,822 488,129 346,766 102,214 55,503 35,818		年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	740,666 501,858 492,232 488,746 347,383 102,214 55,503 35,818

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>商工業施設 過年発生国庫費 補助事業費</p> <p>歳入欠かん債</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>2,310,000</p> <p>30,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)</p> <p>(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。</p> <p>発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内</p> <p>(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内</p> <p>半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等</p> <p>ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>
<p>計</p>	<p>2,340,000</p>			

2. 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
職業能力開発校 整備事業費	千円 74,000	(借入先)	年5.0%	据置期間を	千円			
土地改良国庫 補助事業費	2,841,000	財務省、地 方公共団体金	以 内	含め30年以内	3,173,000			
農地海岸保全 国庫補助事業費	520,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、	485,000			
農地防災国庫 補助事業費	290,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還 等	484,000			
湛水防除国庫 補助事業費	363,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	ただし、県	710,000			
造林国庫 補助事業費	36,000	の地方公共団 体との共同発	利率の見 直しを行	財政の都合に より、繰上償	156,000			
林道国庫 補助事業費	668,000	行を含む。)	直しを行 った後に	還をなし、又	546,000			
治山国庫 補助事業費	2,642,000	(その他)	おいては、	は借換えをす ることができ	3,163,000			
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	37,000	工事その他 の都合により、	当該見直 し後の利	る。	196,000			
漁港国庫 補助事業費	168,000	一部又は全部	率)		487,000			
観光施設 整備事業費	195,000	を翌年度以降 に繰り下げて			87,000			
道路橋りょう 国庫補助事業費	6,802,000	借り入れるこ とができる。			8,454,000			
道路維持国庫 補助事業費	3,118,000	発行価格が			4,475,000	(補正前に同じ)		
河川国庫 補助事業費	1,878,000	額面金額を下 回るときは、			2,866,000			
砂防国庫 補助事業費	2,357,000	その発行差額 をうめるため			4,000,000			
河川海岸保全 国庫補助事業費	168,000	必要な金額を 加算した額を			209,000			
港湾建設国庫 補助事業費	455,000	限度額とする ことができる。			1,418,000			
土地区画整理 事業費	567,000				196,000			
街路国庫 補助事業費	1,443,000				1,186,000			
都市公園 整備事業費	193,000				326,000			
公営住宅 建設事業費	446,000							
土地改良直轄事業 負担金	432,000				631,000			
農地海岸直轄事業 負担金	421,000				371,000			
道路直轄事業 負担金	5,173,000				7,674,000			
河川直轄事業 負担金	5,220,000				6,896,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
砂防直轄事業 負 担 金	千円 923,000	(借入先)	年5.0%	据置期間を	千円 1,095,000			
港湾直轄事業 負 担 金	1,022,000	財務省、地 方公共団体金	以 内	含め30年以内	1,035,000			
福祉施設 過 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	177,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	178,000			
治山災害 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	2,000	(借入方法) 証書借入又	借り入れ る資金に	満期一括償還 等				
治山災害 過 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	272,000	は証券発行(他 の地方公共団	ついて、 利率の見	ただし、県 財政の都合に	16,000			
公共土木 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	1,531,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	1,521,000			
公共土木 過 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	4,014,000	(その他) 工事その他	おいては、 当該見直	は借換えをす ることができ	3,564,000			
教育施設 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	15,000	の都合により、 一部又は全部	し後の利 率)	る。	10,000			
公共土木直轄 災 害 復 旧 事 業 負 担 金	185,000	を翌年度以降 に繰り下げて			5,770,000			
総合庁舎 整 備 事 業 費	1,399,000	借り入れるこ とができる。			979,000			
県庁舎 整 備 事 業 費	461,000	発行価格が				(補正前に同じ)		
県立劇場 整 備 事 業 費	26,000	額面金額を下 回るときは、			8,000			
防災施設 整 備 事 業 費	161,000	その発行差額			751,000			
障がい者福祉施設 整 備 事 業 費	42,000	をうめるため			183,000			
老人福祉施設 整 備 事 業 費	148,000	必要な金額を 加算した額を			213,000			
清水が丘学園 整 備 事 業 費	7,000	限度額とする ことができる。						
公害調査機器 整 備 事 業 費	30,000							
動物愛護施設 整 備 事 業 費	82,000							
技術短期大学校 整 備 事 業 費	84,000				83,000			
農業公園 整 備 事 業 費	6,000							
農業大学校 整 備 事 業 費	57,000				78,000			
農業試験 研 究 機 関 整 備 事 業 費	74,000							
家畜保健衛生所 整 備 事 業 費	210,000							

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
単 県 林 道 整備事業費	15,000	(借入先)	年5.0%	据置期間を	11,000			
単 県 治 山 事 業 費	360,000	財務省、地	以 内	含め30年以内	356,000			
単 県 漁 港 整備事業費	49,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	42,000			
水産研究センター 整備事業費	1,000	融機構、会社、	利率見直	均等償還又は				
県有施設保全 改修事業費	354,000	その他、	し方式で	元金均等償還、				
単 県 道 路 整備事業費	4,484,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還				
単 県 河 川 整備事業費	6,891,000	証書借入又	る資金に	等				
単 県 港 湾 整備事業費	467,000	は証券発行(他	ついで、	ただし、県	1,644,000			
単 県 土 地 区 画 整理事業費	281,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	6,841,000			
単 県 街 路 整備事業費	113,000	体との共同発	直しを行	より、繰上償	445,000			
単 県 公 園 整備事業費	28,000	行を含む。)	った後に	還をなし、又				
警 察 施 設 整備事業費	985,000	(その他)	おいては、	は借換えをす				
交通安全施設 整備事業費	561,000	工事その他	当該見直	ることができ				
私立学校施設 整備事業費	100,000	の都合により、	し後の利	る。				
県立高等学校 整備事業費	3,332,000	一部又は全部	率)					
文化財保存 整備事業費	11,000	を翌年度以降						
社会教育施設 整備事業費	472,000	に繰り下げて						
総務施設 過年発生単県 災害復旧事業費	2,109,000	借り入れるこ						
治 山 現 年 発生単県災害 復旧事業費	23,000	とができる。						
商 工 施 設 過年発生単県 災害復旧事業費	651,000	発行価格が						
公 共 土 木 現年発生単県 災害復旧事業費	341,000	額面金額を下						
警 察 施 設 過年発生単県 災害復旧事業費	39,000	回るときは、						
教 育 施 設 現年発生単県 災害復旧事業費	9,000	その発行差額						
臨時財政対策債	41,738,000	をうめるため						
		必要な金額を						
		加算した額を						
		限度額とする						
		ことができる。						

(補正前に同じ)



起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害援護資金 貸付事業費	千円 10,000	政府貸付金の 借入れ	無利子	据置期間を 含め12年以内 半年賦元金 均等償還	千円 11,000	(補 正 前 に 同 じ)		
計	110,859,000				108,921,402			

第 3 号

令和3年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）

令和3年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,731千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 328,244千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		千円 172,835	千円 49	千円 172,884
	1 財産運用 収 入	208	49	257
2 繰入金		77,723	6,682	84,405
	1 基金繰入金	24,157	6,682	30,839
歳 入 合 計		321,513	6,731	328,244

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 教育費		千円 321,513	千円 49	千円 321,562
	1 高等学校費	321,513	49	321,562
2 諸支出金			6,682	6,682
	1 繰出金		6,682	6,682
歳 出 合 計		321,513	6,731	328,244

第2表 債務負担行為補正

変更

補正前			補正後		
事項	期間	限度額	事項	期間	限度額
事務機器等賃借	令和4年度 ～令和10年度	千円 1,026	(補正前に同じ)	令和4年度 ～令和10年度	千円 4,226
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	162 162 162 162 162 162 54		年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	962 962 962 962 162 162 54

第 6 号

令和3年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第1号）

令和3年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ301,963千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ560,626千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		4,500	△ 4,216	284
	1 一般会計 繰入金	4,500	△ 4,216	284
2 繰越金		40,860	△ 12,992	27,868
	1 繰越金	40,860	△ 12,992	27,868
3 諸収入		816,565	△ 284,755	531,810
	1 貸付金 元利収入	816,565	△ 284,755	531,810
歳 入 合 計		862,589	△ 301,963	560,626

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教育費		862,589	△ 301,963	560,626
	1 育英資金	862,589	△ 301,963	560,626
歳 出 合 計		862,589	△ 301,963	560,626



第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 育英資金返還金収納事務委託業務	令和4年度	千円 264
2 情報処理関連業務	令和4年度	1,027

第 80 号

令和 3 年度熊本県一般会計補正予算（第 19 号）

令和 3 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 19 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,199,211千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,098,299,509千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 4 年 3 月 8 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		<b>301,571,440</b>	<b>6,783,173</b>	<b>308,354,613</b>
	1 国庫負担金	51,229,033	824,287	52,053,320
	2 国庫補助金	247,695,051	5,958,886	253,653,937
2 繰入金		<b>14,716,251</b>	<b>824,288</b>	<b>15,540,539</b>
	1 基金繰入金	14,186,410	824,288	15,010,698
3 諸収入		<b>97,304,677</b>	<b>591,750</b>	<b>97,896,427</b>
	1 雑入	17,135,824	591,750	17,727,574
歳 入 合 計		<b>1,090,100,298</b>	<b>8,199,211</b>	<b>1,098,299,509</b>

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		115,305,530	1,465,649	116,771,179
	1 社会福祉費	68,819,022	1,465,649	70,284,671
2 商 工 費		163,034,447	6,550,636	169,585,083
	1 商 業 費	137,136,103	6,550,636	143,686,739
3 教 育 費		140,177,823	182,926	140,360,749
	1 教育総務費	33,504,074	182,926	33,687,000
歳 出 合 計		1,090,100,298	8,199,211	1,098,299,509

第2表 繰越明許費補正  
変更

款	項	金額	
		補正前	補正後
1 民生費		千円 3,291,680	千円 4,757,329
	1 社会福祉費	3,291,680	4,757,329
2 商工費		24,704,073	31,254,709
	1 商業費	24,704,073	31,254,709
3 教育費		1,204,162	1,387,088
	1 教育総務費	1,204,162	1,387,088
合 計		29,199,915	37,399,126

# 令和3年度補正予算総括表(2月補正)

## 教育委員会 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額		計	補正額の財源内訳			一般財源
		内訳			特定財源			
		通常分	経済対策分		国支出金	地方債	その他	
教育政策課	1,541,812	566,663		2,108,475	1,090,402		-6,494	-517,245
学校人事課	114,055,642	-1,856,828	179,100	112,198,814	50,154		-176,437	-1,730,545
文化課	1,653,399	-255,835		1,397,564	27,308	-116,000	-119,965	-47,178
施設課	4,443,092	66,576	253,590	4,509,668	82,180	-1,120,000		1,104,396
高校教育課	1,971,493	-390,280	13,364	1,581,213	-138,765	-44,000	-6,801	-200,714
特別支援教育課	320,882	-65,893		254,989	-9,277			-56,616
学校安全・安心推進課	567,785	-13,261		554,524	15,190		-4,200	-24,251
体育保健課	1,444,198	-72,887	4,360	1,371,311	32,349	1,000	-1,155	-105,081
義務教育課	463,272	-136,641		326,631	-19,766		-21,475	-95,400
社会教育課	1,266,779	1,180		1,267,959	2,956		-646	-1,130
人権同和教育課	34,359	-79		34,280	-79			
一般会計合計	127,762,713	-2,157,285	450,414	125,605,428	1,132,652	-1,279,000	-337,173	-1,673,764

## 熊本県立高等学校実習資金特別会計

(単位：千円)

高校教育課	321,513	6,731	49	328,244			6,731	
-------	---------	-------	----	---------	--	--	-------	--

## 熊本県育英資金等貸与特別会計

(単位：千円)

高校教育課	862,589	-301,963		560,626			-301,963	
-------	---------	----------	--	---------	--	--	----------	--

## 合計

(単位：千円)

教育委員会合計	128,946,815	-2,452,517	-2,909,613	126,494,298	1,132,652	-1,279,000	-632,405	-1,673,764
---------	-------------	------------	------------	-------------	-----------	------------	----------	------------

# 令和3年度補正予算総括表(2月補正予算追号)

## 教育委員会 一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額内訳		計	補正額の財源内訳				
		通常分	新型コロナウイルス対策分		国支出金	特定財源		一般財源	
						地方債	その他		
教育政策課	2,108,475			2,108,475					
学校人事課	112,198,814	182,926	182,926	112,381,740	91,463				91,463
文化課	1,397,564			1,397,564					
施設課	4,509,668			4,509,668					
高校教育課	1,581,213			1,581,213					
特別支援教育課	254,989			254,989					
学校安全・安心推進課	554,524			554,524					
体育保健課	1,371,311			1,371,311					
義務教育課	326,631			326,631					
社会教育課	1,267,959			1,267,959					
人権同和教育課	34,280			34,280					
一般会計合計	125,605,428	182,926	182,926	125,788,354	91,463				91,463

## 熊本県立高等学校実習資金特別会計

(単位:千円)

高校教育課	328,244			328,244					
-------	---------	--	--	---------	--	--	--	--	--

## 熊本県育英資金等貸与特別会計

(単位:千円)

高校教育課	560,626			560,626					
-------	---------	--	--	---------	--	--	--	--	--

## 合計

(単位:千円)

教育委員会合計	126,494,298	182,926	182,926	126,677,224	91,463				91,463
---------	-------------	---------	---------	-------------	--------	--	--	--	--------

## 教育委員会 令和3年度2月補正予算 内訳

### 主な事業

(単位:千円)

課名		事業名	事業内容	補正額
1	教育政策課	熊本県教育情報化推進事業	県立学校における校内通信ネットワーク整備に要する経費	642,072
2	学校人事課	管理事務費	学校給食費の公会計化等に伴う徴収金システムの導入経費	19,343
3		学校等における感染症対策等支援事業(県立中)	県立学校における新型コロナウイルス感染症対策等に要する経費	2,700
4		学校等における感染症対策等支援事業(高等学校)	県立学校における新型コロナウイルス感染症対策等に要する経費	109,800
5		学校等における感染症対策等支援事業(特別支援学校)	県立学校における新型コロナウイルス感染症対策等に要する経費	66,600
6		特別支援学校就学奨励費	就学奨励費所要見込額の増	27,501
7		学校におけるクラスター発生防止対策事業【追号】	小学校等の教職員等に対する抗原検査に要する経費	182,926
8	文化課	平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金	文化財復興のため寄せられた寄附金の文化財等復旧復興基金への積立て	15,753
9		管理運営費	感染症防止対策消耗品に要する経費	317
10	施設課	特別支援学校施設整備事業【経済対策分】	特別支援学校の空調・照明及びトイレ改修工事に要する経費	253,590
11	高校教育課	農業教育高度化事業【経済対策分】	農業教育高度化のための機械・設備の導入に要する経費	13,364
12	体育保健課	熊本武道館管理運営費	指定管理業務の事業継続に要する経費	1,443
13		県立総合体育館管理運営費	指定管理業務の事業継続に要する経費	1,972
14		運動公園管理運営費	指定管理業務の事業継続に要する経費	30,209
15		県営体育施設災害復旧事業【経済対策分】	災害復旧に要する経費	4,360
16	社会教育課	管理運営費(図書館)	新型コロナウイルス感染症対策等に要する経費の増	54



繰越明許費補正（追加）

（単位：千円）

No	課名	款	項	金額	説明
1	学校人事課	教育費	中学校費	20,247	中学校教職員旅費
2		教育費	中学校費	2,700	学校等における感染症対策等支援事業（県立中学校）

繰越明許費補正（変更）

（単位：千円）

No	課名	款	項	金額		説明
				補正前	補正後	
3	教育政策課	教育費	教育総務費	0	776,761	熊本県教育情報化推進事業
4	学校人事課	教育費	教育総務費	0	19,343	管理事務費（県立学校学校徴収金等経費）
5		教育費	高等学校費	0	11,900	全日制高等学校教職員旅費
6		教育費	高等学校費	0	109,800	学校等における感染症対策等支援事業（高等学校）
7		教育費	特別支援学校費	0	1,118	特別支援学校教職員旅費
8		教育費	特別支援学校費	0	66,600	学校等における感染症対策等支援事業（特別支援学校）
9	文化課	教育費	社会教育費	0	119,968	古墳館保全計画
10	施設課	教育費	特別支援学校費	1,448,577	1,702,167	特別支援学校の空調・照明及びトイレ改修工事
11	高校教育課	教育費	高等学校費	0	13,364	農業教育高度化事業（経済対策分）

繰越明許費補正（変更）【追号】

（単位：千円）

No	課名	款	項	金額		説明
				補正前	補正後	
12	学校人事課	教育費	教育総務費	19,343	202,269	学校におけるクラスター発生防止対策事業

債務負担行為補正（追加）

（単位：千円）

No	課名	事項	期間	限度額	内容
1	教育政策課	教職員住宅用地賃借	令和4年度	171	教職員住宅に係る土地賃借料
2		公立学校教職員初任者研修等会場賃借	令和4年度	523	公立学校初任者研修に係る会場賃借料
3	学校人事課	校長宿舍等賃借	令和4年度	2,519	県立学校校長宿舍等の賃借料
4	施設課	県立学校用地等賃借	令和4年度 ～ 令和6年度	966	黒石原支援学校下水道管敷地外3校における賃借料
5		特別支援学校仮設校舎賃借	令和4年度 ～ 令和8年度	28,129	荒尾支援学校外3校の仮設校舎の賃借料
6	特別支援教育課	校長宿舍等賃借	令和4年度	1,273	かもと稲田支援学校、鏡わかあゆ高等支援学校校長宿舍賃借料等
7	社会教育課	電話相談室賃借	令和4年度	540	家庭教育電話相談事業で使用する電話相談室の賃借料

債務負担行為補正（変更）

（単位：千円）

	課名	事項	補正前		補正後		内容
			期間	限度額	期間	限度額	
8	学校人事課ほか	県有施設等管理業務	令和4年度 ～ 令和8年度	463,956	（左に同じ）	711,445	県立高校エレベータ保守委託ほか
9	学校人事課ほか	給食業務	令和4年度 ～ 令和6年度	187,075	（左に同じ）	244,149	県立特別支援学校給食業務委託ほか
10	教育政策課ほか	情報処理関連業務	令和4年度 ～ 令和8年度	281,380	（左に同じ）	316,668	教務支援システムサポート業務ほか
11	施設課ほか	事務機器等賃借	令和4年度 ～ 令和8年度	5,875	（左に同じ）	8,273	県立高等学校施設整備事業ほか
12	高校教育課	事務機器等賃借	令和4年度 ～ 令和10年度	1,026	（左に同じ）	4,226	熊本農業高校実習機器に係る賃借料
13	特別支援教育課	ほほえみスクールライフ支援事業	令和4年度	89,903	（左に同じ）	111,733	特別支援学校及び高等学校の医療的ケア業務委託費

債務負担行為（設定）

（単位：千円）

No	課名	事項	期間	限度額	内容
14	高校教育課	育英資金返還金収納事務委託業務	令和4年度	264	育英資金返還金コンビニ収納業務に係る委託費
15		情報処理関連業務	令和4年度	1,027	育英資金管理システム保守業務に係る委託費



第 23 号

財産の無償譲渡について

財産を次のように無償で譲渡することとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区分	財産の概要	所在地	無償譲渡の相手方	無償譲渡の目的
土地	旧熊本県立多良木 高等学校用地 面積43,341.99平 方メートル	球磨郡多良 木町大字多 良木中原田 1212番 9ほか2筆	多良木町	多良木町立多 良木中学校とし て公用又は公共 用に利活用する ため。
建物	旧熊本県立多良木 高等学校第二体育 館等4棟 延面積3,388.23平 方メートル			
工作物	正門等28個			
植栽	樹木等一式			

(提案理由)

多良木町に財産を無償で譲渡する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 ( 概 要 )

議案番号	議 案 名	内 容
第 2 3 号	財産の無償譲渡 について	<p>県立多良木高等学校跡地一部の土地、建物等の無償譲渡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●財産区分：土地、建物、工作物及び植栽</li> <li>●所 在 地：球磨郡多良木町大字多良木中原田1212番9ほか2筆</li> <li>●財産の概要：土 地 3筆43,341.99㎡ 建 物 4棟3,388.23㎡ 工作物 正門等28個 植 栽 樹木等一式</li> <li>●譲渡の相手方：多良木町</li> <li>●譲渡の目的：多良木町立多良木中学校として公用 又は公共用に利活用するため</li> </ul>

第 40 号

令和4年度熊本県一般会計予算

令和4年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ903,043,375千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 県 税		千円 165,971,622
	1 県 民 税	45,906,071
	2 事 業 税	42,355,227
	3 地 方 消 費 税	31,568,931
	4 不 動 産 取 得 税	4,853,337
	5 県 た ば こ 税	2,031,227
	6 ゴルフ場利用税	585,629
	7 軽油引取税	14,727,065
	8 自 動 車 税	23,809,681
	9 鉦 区 税	9,745
	10 狩 猟 税	19,592
	11 産 業 廃 棄 物 税	105,117
2 地方消費税清算金		80,712,156
	1 地方消費税清算金	80,712,156

款	項	金額
3 地方譲与税		千円 24,654,627
	1 特別法人事業譲与税	22,065,735
	2 地方揮発油譲与税	2,206,781
	3 石油ガス譲与税	62,635
	4 自動車重量譲与税	146,621
	5 地方道路譲与税	1
	6 森林環境譲与税	163,572
	7 航空機燃料譲与税	9,282
4 地方特例交付金		602,890
	1 地方特例交付金	602,890
5 地方交付税		219,481,000
	1 地方交付税	219,481,000
6 交通安全対策特別交付金		288,722
	1 交通安全対策特別交付金	288,722
7 分担金及び負担金		4,004,231



款	項	金額
		千円
	1 分 担 金	768,167
	2 負 担 金	3,236,064
8 使用料及び手数料		9,266,319
	1 使 用 料	6,398,749
	2 手 数 料	2,867,570
9 国庫支出金		177,930,002
	1 国庫負担金	43,141,338
	2 国庫補助金	132,183,400
	3 国庫委託金	2,605,264
10 財産収入		1,546,989
	1 財産運用収入	1,108,039
	2 財産売却収入	438,950
11 寄 附 金		239,423
	1 寄 附 金	239,423
12 繰 入 金		60,009,828

款	項	金額
		千円
	1 特別会計繰入金	234,037
	2 基金繰入金	59,775,791
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		81,591,565
	1 延滞金、加算金及び過料等	122,268
	2 県預金利子	2,589
	3 貸付金元利収入	66,062,507
	4 受託事業収入	2,345,932
	5 収益事業収入	2,794,994
	6 利子割精算金収入	69
	7 雑収入	10,263,206
15 県債		76,744,000
	1 県債	76,744,000
歳入合計		903,043,375

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,308,700
	1 議 会 費	1,308,700
2 総 務 費		41,885,763
	1 総 務 管 理 費	13,822,582
	2 企 画 費	7,735,721
	3 徴 税 費	7,388,953
	4 市 町 村 振 興 費	6,922,107
	5 選 挙 費	1,357,234
	6 防 災 費	4,003,944
	7 統 計 調 査 費	347,369
	8 人 事 委 員 会 費	152,019
	9 監 査 委 員 費	155,834
3 民 生 費		107,364,600
	1 社 会 福 祉 費	62,106,518

款	項	金額
		千円
	2 兒童福祉費	39,146,612
	3 生活保護費	4,934,040
	4 災害救助費	1,177,430
4 衛生費		116,392,362
	1 公衆衛生費	101,168,642
	2 環境衛生費	12,446,595
	3 保健所費	1,523,416
	4 医薬費	1,253,709
5 労働費		3,294,093
	1 労政費	224,939
	2 職業訓練費	2,685,560
	3 失業対策費	290,745
	4 労働委員会費	92,849
6 農林水産業費		66,410,251
	1 農業費	17,732,571

款	項	金額
		千円
	2 畜産業費	2,198,759
	3 農地費	22,745,568
	4 林業費	18,161,146
	5 水産業費	5,572,207
7 商工費		80,361,187
	1 商業費	71,553,065
	2 工鉱業費	7,032,206
	3 観光費	1,775,916
8 土木費		84,360,746
	1 土木管理費	2,454,635
	2 道路橋りょう費	36,977,217
	3 河川海岸費	32,732,551
	4 港湾費	4,997,368
	5 都市計画費	4,969,709
	6 住宅費	2,229,266

款	項	金額
9 警察費		千円 40,023,458
	1 警察管理費	35,698,446
	2 警察活動費	4,325,012
10 教育費		139,285,133
	1 教育総務費	33,151,761
	2 小学校費	36,679,996
	3 中学校費	21,242,714
	4 高等学校費	29,904,355
	5 特別支援学校費	13,107,125
	6 大学費	1,280,510
	7 社会教育費	2,065,288
	8 保健体育費	1,853,384
11 災害復旧費		22,508,015
	1 総務災害復旧費	3,408,487
	2 民生災害復旧費	1,970,114

款	項	金額
		千円
	3 農林水産業 災害復旧費	7,100,817
	4 商工災害復旧費	203,132
	5 土木災害復旧費	9,464,012
	6 警察災害復旧費	2,271
	7 教育災害復旧費	359,182
12 公債費		102,048,848
	1 公債費	102,048,848
13 諸支出金		97,600,219
	1 繰出金	16,425,004
	2 ゴルフ場利用税金 交付金	407,425
	3 利子割交付金	104,114
	4 利子割精算金	143
	5 地方消費税金 清算	31,056,328
	6 地方消費税金 交付金	40,572,583
	7 配当割交付金	504,063

款	項	金額
		千円
	8 株式等譲渡所得割 交付金	893,726
	9 軽油引取税金 交付金	3,580,228
	10 所得割交付金	136,524
	11 環境性能割金 交付金	792,900
	12 法人事業税金 交付金	3,127,181
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		903,043,375



第2表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
1 県庁舎空調設備改修事業 熊本市	令和5年度	千円 434,150
2 県庁舎新館改修工事設計業務 熊本市	令和5年度	31,150
3 県庁舎本館等LED照明設備改修事業 熊本市	令和5年度	436,870
4 県立劇場施設整備事業 熊本市	令和5年度	788,420
5 消防学校施設整備事業 益城町	令和5年度	640,863
6 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号)に基づく令和4年 度における身元保証契約に伴う損害賠償	令和4年度 ～令和7年度	7,500
7 動物愛護センター整備事業 宇城市	令和5年度	223,190
8 清水が丘学園整備事業 熊本市	令和5年度	654,653
9 生活保護世帯進学応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対する 生活費等資金の貸付け	令和5年度 ～令和7年度	6,303
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度	2,101 2,101 2,101
10 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例(平成20年熊本県条例 第45号)に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸 付け	令和5年度 ～令和9年度	57,435
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	11,487 11,487 11,487 11,487 11,487
11 職業能力開発拠点整備事業 熊本市	令和5年度	1,098,848

事 項	期 間	限 度 額													
12 障がい者訓練委託業務	令和5年度	千円 2,605													
13 離職者訓練等委託業務	令和5年度	174,823													
14 農地売買等支援事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「JA菊池」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に1億5,000万円を限度額として農地売買等支援事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJA菊池に行う損失補償	令和4年度 ～令和14年度	90,000													
15 農地売買等支援事業損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に10億円を限度額として農地売買等支援事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和4年度 ～令和14年度	600,000													
16 農地中間管理機構条件整備損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に1億2,200万円を限度額として農地中間管理事業に係る条件整備資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和4年度 ～令和14年度	74,000													
17 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、令和4年度において総額57億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和5年度 ～令和25年度	626,776													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td rowspan="2">農 協 銀 行</td> <td rowspan="2">15年 以内</td> <td rowspan="2">年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">共 同</td> <td rowspan="2">農 協</td> <td rowspan="4">20年 以内</td> <td rowspan="2">年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">銀 行</td> <td rowspan="2">年0.80%以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利子補給率	個人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.30%以内	共 同	農 協	20年 以内	年1.30%以内	銀 行	年0.80%以内	年次別内訳 令和5年度 66,971 令和6年度 69,293 令和7年度 69,100 令和8年度 65,159 令和9年度 59,673 令和10年度 54,258 令和11年度 48,549 令和12年度 42,987 令和13年度 37,425 令和14年度 31,949 令和15年度 26,299 令和16年度 20,738 令和17年度 15,175 令和18年度 9,638 令和19年度 4,052 令和20年度 2,097 令和21年度 1,557 令和22年度 1,089 令和23年度 615 令和24年度 145 令和25年度 7
区 分	期 間	利子補給率													
個人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.30%以内												
				共 同	農 協	20年 以内	年1.30%以内								
銀 行	年0.80%以内														

事 項	期 間	限 度 額				
18 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、令和4年度において総額5億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和5年度 ～令和20年度	千円 46,742				
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度 令和20年度	6,080 6,250 6,250 5,716 5,017 4,310 3,603 2,897 2,190 1,483 1,113 848 588 327 67 3				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	15年以内	年1.30%以内		
期 間	利子補給率					
15年以内	年1.30%以内					
19 指定野菜価格安定対策資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和4年度 ～令和5年度	698,076				
20 契約指定野菜安定供給資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う契約指定野菜安定供給資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和4年度 ～令和5年度	4,054				
21 第一海路口地区農業生産基盤整備事業 熊本市	令和5年度 ～令和6年度	420,000				
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度	320,000 100,000				
22 画図東部2期地区農業生産基盤整備事業 熊本市	令和5年度	210,000				
23 津口・芝口1期地区農業生産基盤整備事業 八代市	令和5年度 ～令和7年度	1,290,000				
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度	300,000 450,000 540,000				

事 項	期 間	限 度 額
24 梅林地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和5年度	千円 156,000
25 大開地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和5年度 ～令和6年度	462,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度	300,000 162,000
26 荒木浜地区農業生産基盤整備事業 上 天 草 市	令和5年度	75,000
27 上杉地区農村地域防災減災事業 熊 本 市	令和5年度 ～令和8年度	1,864,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	422,000 649,000 480,000 313,000
28 網田地区農村地域防災減災事業 宇 土 市	令和5年度 ～令和6年度	631,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度	370,000 261,000
29 松原地区農村地域防災減災事業 宇 土 市	令和5年度 ～令和8年度	5,250,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	1,500,000 1,700,000 1,200,000 850,000
30 益南地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	令和5年度	150,000
31 砂川地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	令和5年度 ～令和8年度	2,826,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	346,000 1,284,000 888,000 308,000
32 豊川中央地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	令和5年度	200,000

事 項		期 間	限 度 額												
33 平原地区農村地域防災減災事業 長 洲 町		令和5年度 ～令和6年度	千円 250,000												
		年次別内訳 令和5年度 令和6年度	150,000 100,000												
34 竜北地区農村地域防災減災事業 氷 川 町		令和5年度 ～令和6年度	1,510,000												
		年次別内訳 令和5年度 令和6年度	710,000 800,000												
35 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等 に対し、令和4年度において総額8億5,500万円 の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対 する利子補給		令和5年度 ～令和24年度	82,257												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>期 間</th> <th>利 子 補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人 施設等 資金</td> <td>130トン未満の漁船 その他の施設</td> <td>20年 以内</td> <td rowspan="2">年1.30% 以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金</td> <td>5年 以内</td> </tr> <tr> <td>共同 利用 施設等 資金</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金</td> <td>20年 以内</td> <td>年0.70% 以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		期 間	利 子 補給率	個人 施設等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内	共同 利用 施設等 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.70% 以内
区 分		期 間	利 子 補給率												
個人 施設等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内												
	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内													
共同 利用 施設等 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.70% 以内												
36 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁 業者に対し、令和4年度において総額8,000万円 の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対 する利子補給		令和5年度 ～令和14年度	6,767												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	10年以内	年1.30%以内	年次別内訳 令和5年度 1,041 令和6年度 1,043 令和7年度 1,041 令和8年度 966 令和9年度 817 令和10年度 670 令和11年度 520 令和12年度 371 令和13年度 223 令和14年度 75									
期 間	利子補給率														
10年以内	年1.30%以内														
37 漁業取締船「ひご」・「あまくさ」代船建造事業		令和5年度	748,241												

事 項	期 間	限 度 額		
38 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額190億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	令和4年度 ～令和17年度	千円 217,920		
39 中小企業協同組合等設備投資促進利子助成 高度化に取り組む中小企業協同組合等が、経営革新計画に基づく設備投資のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業協同組合等に対する利子助成	令和5年度 ～令和14年度	12,004		
	<table border="1" data-bbox="290 698 896 817"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.0%以内</td> </tr> </tbody> </table> 年次別内訳 令和5年度 2,000 令和6年度 2,000 令和7年度 1,778 令和8年度 1,556 令和9年度 1,334 令和10年度 1,112 令和11年度 889 令和12年度 667 令和13年度 445 令和14年度 223	期 間	利子助成率	10年以内
期 間	利子助成率			
10年以内	年1.0%以内			
40 福岡事務所施設賃借	令和5年度 ～令和6年度	19,519		
	年次別内訳 令和5年度 10,184 令和6年度 9,335			
41 企業立地促進費補助	令和5年度 ～令和8年度	1,200,000		
	年次別内訳 令和5年度 300,000 令和6年度 300,000 令和7年度 300,000 令和8年度 300,000			
42 道路改築事業 (国道266号新大矢野トンネル) 上天草市	令和5年度 ～令和7年度	4,800,000		
	年次別内訳 令和5年度 1,800,000 令和6年度 1,500,000 令和7年度 1,500,000			
43 地域道路改築事業 (国道389号下田南4号トンネル) 天草市	令和5年度 ～令和6年度	1,600,000		
	年次別内訳 令和5年度 800,000 令和6年度 800,000			

事 項	期 間	限 度 額
44 熊本工業高校実習棟改築工事 熊本市	令和5年度	千円 1,133,666
45 小川工業高校実習棟改築工事 宇城市	令和5年度	1,362,379
46 県立高等学校仮設校舎賃借	令和5年度 ～令和9年度	681,521
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	165,248 198,297 198,297 111,082 8,597
47 県立高等学校空調設備整備事業 八代市ほか2市町	令和5年度	144,321
48 球磨支援学校整備事業 多良木町	令和5年度	1,906,999
49 県立美術館分館改修事業 熊本市	令和5年度	212,842
50 県営農地等災害復旧事業	令和5年度 ～令和7年度	3,500,000
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度	100,000 1,700,000 1,700,000
51 中小企業等復旧・復興支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和5年度 ～令和24年度	9,539
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度 令和20年度 令和21年度 令和22年度 令和23年度 令和24年度	829 829 829 805 756 707 658 610 561 512 464 415 366 317 269 220 171 122 74 25

  

期 間	利子助成率
20年以内	年2.0%以内

事 項	期 間	限 度 額
52 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	令和4年度 ～令和14年度	千円 元金 1,170,000,000 千円及びその利息 に相当する金額
53 県有施設等管理業務	令和5年度	1,430
54 情報処理関連業務	令和5年度 ～令和9年度	291,553
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	108,559 46,128 45,734 45,734 45,398
55 事務機器等賃借	令和5年度 ～令和11年度	2,780,037
	年次別内訳 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	589,830 569,566 568,445 567,759 386,931 83,301 14,205



第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
職業能力開発校整備事業費	千円 790,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以内	据置期間を含め 30年以内
土地改良 国庫補助事業費	2,619,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
農地海岸保全 国庫補助事業費	412,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
農地防災 国庫補助事業費	231,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	利率の見直 しを行った	
湛水防除 国庫補助事業費	469,000	(その他) 工事その他の都	後において は、当該見 直し後の利 率)	
林道 国庫補助事業費	567,000	合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
治山 国庫補助事業費	3,611,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
保安林整備 国庫補助事業費	202,000			
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	174,000			
漁港 国庫補助事業費	381,000			
漁港海岸保全 国庫補助事業費	8,000			
観光施設整備 事業費	120,000			
道路橋りょう 国庫補助事業費	5,720,000			
道路維持 国庫補助事業費	2,688,000			
河川 国庫補助事業費	1,860,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
砂防 国庫補助事業費	千円 3,490,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
河川海岸保全 国庫補助事業費	152,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
港湾建設 国庫補助事業費	330,000	(借入方法) 証券借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
土地区画整理 事業費	231,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直し	ただし、県財政 の都合により、繰
街路 国庫補助事業費	715,000	発行を含む。) (その他)	しを行った 後において	上償還をなし、又 は借換えをすること
都市公園整備 事業費	122,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利	率)
空港直轄事業 金負担	94,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借		
土地改良直轄事業 金負担	576,000	り入れることがで きる。		
農地海岸直轄事業 金負担	466,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
道路直轄事業 金負担	5,411,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
河川直轄事業 金負担	5,713,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
砂防直轄事業 金負担	873,000	ことができる。		
港湾直轄事業 金負担	1,037,000			
鉄道施設 過年度発生国庫 補助事業費	677,000			
福祉施設 過年度発生国庫 補助事業費	567,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
耕地災害 過年度発生国庫費 補助事業費	千円 83,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
治山災害 現年度発生国庫費 補助事業費	2,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	利率見直し 方式で借り 入れる資金	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
治山災害 過年度発生国庫費 補助事業費	332,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。	利率の見直 しを行った 後において	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
公共土木 現年度発生国庫費 補助事業費	329,000		は、当該見 直し後の利 率)	
公共土木 過年度発生国庫費 補助事業費	2,155,000			
教育施設 過年度発生国庫費 補助事業費	81,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
土地改良直轄 災害復旧事業負担金	14,000			
総合庁舎整備 事業費	1,998,000			
県立劇場整備 事業費	21,000			
地域公共交通 確保維持改善 事業費	514,000			
防災施設 整備事業費	412,000			
くまもと県民交流館 整備事業費	5,000			
総合相談所 整備費	70,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
心身障害児福祉施設整備事業費	千円 27,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以内	据置期間を含め 30年以内
老人福祉施設整備事業費	40,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
保健環境科学研究所整備事業費	53,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	
環境センター整備事業費	63,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
保健所整備事業費	6,000	発行を含む。) (その他)	しを行った 後において	
技術短期大学校整備事業費	54,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利 率)	
農業公園整備事業費	6,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借		
農業大学校整備事業費	268,000	り入れることがで きる。		
単県農業農村整備事業費	4,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
単県林道整備事業費	23,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
単県治山事業費	99,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
森林公園整備事業費	9,000	ことができる。		
単県漁港整備事業費	51,000			
くまモンスクエア整備事業費	108,000			
単県道路整備事業費	1,822,000			
単県河川整備事業費	6,761,000			
単県砂防整備事業費	1,446,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
単県河川海岸整備 事業費	千円 249,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
単県港湾整備 事業費	538,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
天草空港整備 事業費	60,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
交通安全施設整備 事業費	267,000			
私立学校施設整備 事業費	4,000			
県立高等学校整備 事業費	3,633,000			
社会教育施設整備 事業費	239,000			
県立美術館整備 事業費	9,000			
県営体育施設整備 事業費	126,000			
総務施設 過年度発生単 災害復旧事業費	1,993,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
耕地 過年度発生単 災害復旧事業費	418,000			
治山 現年度発生単 災害復旧事業費	23,000			
漁港 現年度発生単 災害復旧事業費	2,000			
公共土木 現年度発生単 災害復旧事業費	274,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共土木 過年度発生単 災害復旧事業費	千円 102,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
教育施設 過年度発生単 災害復旧事業費	14,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		
臨時財政対策債	11,544,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>公 有 林 業 整 備 費</p> <p>事 業 費</p>	<p>千円</p> <p>81,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め50年以内</p> <p>年賦元利均等償還又は元金均等償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>
計	76,744,000			

第 44 号

令和4年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

令和4年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 389,226千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲島郁夫



第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 21,402
	1 使用料	21,402
2 財産収入		176,634
	1 財産運用収入	274
	2 財産売却収入	176,360
3 繰入金		117,571
	1 一般会計繰入金	106,287
	2 基金繰入金	11,284
4 繰越金		73,619
	1 繰越金	73,619
歳入合計		389,226

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 389,226
	1 高 等 学 校 費	389,226
歳 出 合 計		389,226

第 47 号

令和4年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

令和4年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ724,323千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 920
	1 財 産 運 用 収 入	920
2 繰 越 金		35,392
	1 繰 越 金	35,392
3 諸 収 入		688,011
	1 貸付金元利収入	688,011
歳 入 合 計		724,323

歲 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 724,323
	1 育 英 資 金	724,323
歲 出 合 計		724,323

# 令和4年度当初予算総括表

## 教育委員会 一般会計

(単位：千円)

課名	本年度	内訳			前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源
		通常分	新型コロナウイルス感染症対策分				国支出金	地方債	その他	
			令和2年7月豪雨対応分							
教育政策課	1,458,441	1,449,850	7,525	1,066	1,541,812	-83,371	11,203	58,319	1,388,919	
学校人事課	110,145,056	109,882,198	262,858		113,961,142	-3,816,086	20,439,393	3,125,261	86,580,402	
文化課	1,088,402	1,048,039		40,363	1,649,392	-560,990	23,775	106,000	719,489	
施設課	5,168,068	5,168,068			4,305,241	862,827	70,018	3,633,000	1,443,922	
高校教育課	1,879,252	1,536,176	10,408	332,668	1,863,919	15,333	317,290	256,117	1,305,845	
特別支援教育課	299,846	299,846			320,882	-21,036	41,941	1,197	256,708	
学校安全・安心推進課	562,747	557,241		5,506	567,785	-5,038	98,834	240,452	223,461	
体育保健課	1,617,264	1,617,264			1,444,198	173,066	18,065	126,000	1,353,680	
義務教育課	454,774	435,547	14,262	4,965	459,262	-4,488	39,985	35,325	379,464	
社会教育課	1,322,041	1,315,563	6,478		1,261,635	60,406	40,274	237,000	1,035,944	
人権同和教育課	33,772	33,772			34,359	-587	650	8,495	24,627	
一般会計合計	124,029,663	123,343,564	301,531	384,568	127,409,627	-3,379,964	21,101,428	4,102,000	94,712,461	

## 熊本県立高等学校美習資金特別会計

(単位：千円)

高校教育課	389,226	389,226			321,513	67,713			389,226
-------	---------	---------	--	--	---------	--------	--	--	---------

## 熊本県育英資金等貸与特別会計

(単位：千円)

高校教育課	724,323	724,323			862,589	-138,266			724,323
-------	---------	---------	--	--	---------	----------	--	--	---------

## 合計

(単位：千円)

教育委員会合計	125,143,212	124,457,113	301,531	384,568	128,593,729	-3,450,517	21,101,428	4,102,000	5,227,323	94,712,461
---------	-------------	-------------	---------	---------	-------------	------------	------------	-----------	-----------	------------

## 教育委員会 令和4年度当初予算 内訳

### 主な事業

(単位:千円)

No	課名	事業名	事業内容	予算額
1	教育政策課	熊本県教育情報化推進事業	県立学校の教育用パソコン等のリースやネットワークの保守管理等に要する経費	951,216
2		教育振興基本計画推進事業	教育振興基本計画の推進に要する経費	4,304
3	学校人事課	教員の指導力向上事業	スーパーティーチャー(指導教諭)の配置に伴う代替非常勤講師の配置に要する経費	35,664
4		学校における働き方改革推進事業	民間の経営コンサルタント等のアドバイザーを派遣するなど学校現場における働き方改革の推進に要する経費	7,600
5		管理事務費のうち学校徴収金等経費	県立学校の学校給食費の公会計化等に要する経費	31,402
6		教育サポート事業のうち教員業務支援員配置	教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の配置に要する経費	187,551
7		特別支援学校通学バス感染症対策事業	特別支援学校の通学バス増便に要する経費	102,918
8	文化課	文化財災害復旧事業	熊本地震で被災した国・県指定文化財、未指定文化財等の復旧に要する経費	327,165
9		文化財災害復旧事業(令和2年7月豪雨)	令和2年7月豪雨で被災した国・県指定文化財等の復旧に要する経費	14,827
10		鞠智城跡災害復旧費	令和2年7月豪雨で被災した歴史公園鞠智城内の法面の復旧に要する経費	17,092
11		文化財保存事業	国・県指定文化財の保存整備を行う市町村等に対する助成	19,836
12		細川コレクション永青文庫推進事業	永青文庫所蔵美術品の常設展示及び展示する美術品等の調査研究に要する経費	42,541
13	施設課	校舎新・増改築事業	県立高等学校の施設改築に要する経費 熊本工業高校学校実習棟	660,269
14		県立高等学校施設整備事業	県立高等学校の施設改修に要する経費 長寿命化改修 空調公費化に伴う未設置校への空調整備	2,225,323
15		特別支援教育環境整備事業	特別支援学校の教育環境整備に要する経費 球磨支援学校移転改築 高等部移転に伴う施設整備	1,639,513
16	高校教育課	くまもとCOREハイスクール・ネットワーク事業	中山間地域等の小規模校と都市部の大規模校との連携による教育課程の共通化やICTを活用した遠隔事業の実施等に要する経費	6,168
17		マイスター・ハイスクール事業	産学官連携による産業人材育成に要する経費	12,000
18		高校生キャリアサポート事業	高校生の就職のための求人開拓や就職相談を行うキャリアサポーター等の配置に要する経費	72,614
19		県立高校魅力化きらめきプラン	県立高校の特色化・魅力化の推進等に要する経費	38,381

(単位:千円)

No	課名	事業名	事業内容	予算額
20	高校教育課	高等学校等通学支援事業(7月豪雨対応分)	令和2年7月豪雨により通学困難となった生徒の通学支援に要する経費	330,330
21		(新)高森高校環境整備事業	高森高校のマンガ関連学科設置に伴う実習室の整備等に要する経費	73,822
22		(新)創造的教育方法実践プログラム事業	ICT等を活用した先端的な学びに関する教育方法の開発に要する経費	10,991
23	特別支援教育課	特別支援教育充実事業	特別支援教育の充実・推進等に要する経費	5,474
24		発達障がい等支援事業	発達障がい等のある児童生徒への支援に要する経費	25,179
25		特別支援教育総合推進事業のうち就学等支援事業	小学校入学時の就学決定が適切に行われるよう、専門家による市町村教育委員会への丁寧な指導・助言を行うための経費	3,012
26		ほほえみスクールライフ支援事業	特別支援学校及び高等学校の児童生徒に対する医療的ケアに要する経費	127,330
27		県立特別支援学校管理運営費	新設3校及び新たに移転する高等部(1校)の運営に要する経費	136,820
28	学校安全・安心推進課	スクールカウンセラー活用事業	いじめ・不登校、地震・豪雨災害等の児童生徒へ対応するためのスクールカウンセラーの配置に要する経費	170,005
29		いじめ防止対策推進事業	いじめ防止対策推進法に基づくいじめの防止等のための環境整備に要する経費	14,137
30		スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ・不登校、地震・豪雨災害等の児童生徒へ対応するためのスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費	124,659
31		防災教育推進事業	防災教育の推進及び学校防災体制の充実に要する経費	1,779
32	体育保健課	部活動指導員配置事業	公立中学校及び県立学校(運動部)における部活動指導員の配置に要する経費	40,264
33		地域部活動推進事業	部活動の段階的な地域移行のための拠点校での実践研究に要する経費	6,162
34	義務教育課	学力向上対策事業	学力向上の推進及び県学力・学習状況調査の実施に要する経費	71,005
35		「熊本の学び」推進事業	学習指導要領の趣旨を踏まえた教育課程の適切かつ着実な実施の推進等に要する経費	4,721
36		(新)夜間中学整備事業	夜間中学設置に向けた準備に要する経費	18,132
37		(新)低学年わくわく学習支援員配置事業	小学校低学年児童の学力向上を目的とした学習支援員の追加配置を行う市町村に対する助成	11,668
38		英語検定チャレンジ事業	検定試験にチャレンジする生徒を支援するための受験料補助に要する経費	16,827
39		英語教員の指導力向上事業	小中学校における教員の英語指導力の向上に要する経費	1,816
40	社会教育課	「親の学び」推進事業	保護者の相談機会の充実や系統的な学習プログラムの普及啓発等に要する経費	6,180
41		地域学校協働活動推進事業	地域と学校の連携・協働を推進するための取り組みを行う市町村に対する助成	82,094
42		県生涯学習推進センター運営事業	県生涯学習推進センターの指定管理に要する経費及び生涯学習推進事業に要する経費	17,494



(単位:千円)

No	課名	事業名	事業内容	予算額
43	社会教育課	青少年教育施設管理運営費	青少年教育施設の指定管理に要する経費及び保全計画に基づく工事に要する経費	581,429
44		視覚障害者等の読書環境整備事業	読書バリアフリー推進計画の策定に要する経費	559
45		新しい生活様式に対応した県市等連携事業(図書館)	熊本市立図書館等と連携した図書の貸出・返却システムの運用に要する経費	4,103
46		(新)「萩原朔太郎大全2022」に係る企画展の開催(図書館)	全国各地の文学館において一斉に開催する「萩原朔太郎大全2022」の開催に要する経費	2,100
47	人権同和教育課	各種人権教育研修事業	教職員の指導力の向上を図るための研修に要する経費及び新型コロナウイルス感染症による偏見や差別の未然防止対策に要する経費	2,259
48		熊本県子ども人権フェスティバル事業	「熊本県人権子ども集会」の運営に要する経費	2,331
49		高等学校等進学奨励事業	地域改善対策高等学校等奨学資金の返還事務に要する経費	13,779

## 債務負担行為(設定)

(単位:千円)

No	課名	事項	期間	限度額	内容
1	教育政策課ほか	情報処理関連業務	令和5年度	9,405	教育情報システムプラットフォーム使用料ほか
2	教育政策課ほか	事務機器等賃借	令和5年度 ～ 令和10年度	494,935	教育用PC再リースほか
3	文化課	県立美術館分館改修事業 熊本市	令和5年度	212,842	県立美術館分館の改修に係る工事費
4	施設課	熊本工業高校実習棟改築工事 熊本市	令和5年度	1,133,666	熊本工業高校実習棟改築に係る工事費
5		小川工業高校実習棟改築工事 宇城市	令和5年度	1,362,379	小川工業高校実習棟改築に係る工事費
6		県立高等学校仮設校舎賃借	令和5年度 ～ 令和9年度	681,521	県立高校仮設校舎賃借(2校)に係る賃借料
7		県立高等学校空調設備整備事業 八代市ほか2市町	令和5年度	144,321	県立高校空調未設置校(3校)への設置に係る工事費
8		球磨支援学校整備事業 多良木町	令和5年度	1,906,999	球磨支援学校移転整備に係る工事費



第 60 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項第2号中「30,500円」を「45,000円」に改める。

第15条の5第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

- (1) 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)第8条第2項及び第9条第2項
- (2) 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第2号)第6条第2項
- (3) 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第111号)第4条
- (4) 熊本県教育長等の給与等に関する条例(昭和63年熊本県条例第21号)第4条
- (5) 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例(昭和28年熊本県条例第11号の2)第5条

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第7条の3第1項第2号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。  
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(第1号イにおいて「改正後の一般職給与条例」という。)第15条の5第2項(同条第3項、第3条(第1号に係る部分に限る。))の規定による改正後の熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項又は第3条(第2号に係る部分に限る。))の規定による改正後の熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(以下この項において「一般職給与条例」という。)第15条の5第4項から第6項まで(熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第15条の10第1項から第3項まで若しくは第6項(第3条(第3号に係る部分に限る。))の規定による改正後の熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例第4条、第3条(第4号に係る部分に限る。))の規定による改正後の熊本県教育長等の給与等に関する条例第4条又は第3条(第5号に係る部分に限る。))の規定による改正後の熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例第5条の規定により一般職給与条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)、第2条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例第16条第2項(同条第3項又は第3条(第1号に係る部分に限る。))の規定による改正後の熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び熊本県立学校職員の給与に関する条例(以下この項において「県立学校職員給与条例」という。)第16条第4項から第6項まで(熊本県職員等の育児休業等に関する条例第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第21条第1項から第3項まで若しくは第6項(熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号。以下この項において「市町村立学校職員給与条例」という。))第15条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和63年熊本県条例第6号)第4条第1項又は公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例(平成13年熊本県条例第53号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した

者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(一般職給与条例、県立学校職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)又は知事等(熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例第1条に規定する知事等をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。)、教育長等(熊本県教育長等の給与等に関する条例第1条に規定する教育長等をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。)若しくは議員(熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例第1条に規定する議員をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 改正後の一般職給与条例第15条の5第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。) 107.5分の15

ウ 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員又は熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第4条第1項に規定する第1号任期付研究員若しくは第2号任期付研究員 167.5分の10

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 特定幹部職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

(3) 知事等、教育長等又は議員 167.5分の10

3 令和3年12月に熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)その他の任命権者が人事委員会と協議して定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者(知事等、教育長等及び議員を除く。)に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(一般職給与条例、県立学校職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)又は知事等(熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例第1条に規定する知事等をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。)、教育長等(熊本県教育長等の給与等に関する条例第1条に規定する教育長等をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。)若しくは議員(熊本県議会議員

に対する議員報酬等に関する条例第1条に規定する議員をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)の適用を受ける者その他の任命権者が人事委員会と協議して定める者との権衡を考慮して任命権者が人事委員会と協議して定める」とする。

4. 知事等、教育長等又は議員に対する第2項の規定の適用に関し必要な事項は、知事が定める。

5. 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が人事委員会と協議して定める。

(提案理由)

一般職の職員及び特別職の職員の期末手当の改定等を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容																														
第60号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 人事委員会勧告等に基づく一般職及び特別職の職員の期末手当の改定等を行う。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) <u>熊本県一般職の職員等の給与に関する条例</u></p> <p>(2) <u>熊本県立学校職員の給与に関する条例</u></p> <p>(3) <u>熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例</u></p> <p>(4) <u>熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例</u></p> <p>(5) <u>熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例</u></p> <p>(6) <u>熊本県教育長等の給与等に関する条例</u></p> <p>(7) <u>熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例</u></p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) <u>期末手当の支給月数を改定する。</u></p> <p>ア 令和3年度の支給月数</p> <table border="1" data-bbox="612 1039 1417 1256"> <tr> <td>一般職</td> <td>年間</td> <td>2.55 月 → 2.4 月</td> <td>-0.15月</td> </tr> <tr> <td>特別職</td> <td>年間</td> <td>3.35 月 → 3.25 月</td> <td>-0.1 月</td> </tr> <tr> <td>再任用職員</td> <td>年間</td> <td>1.45 月 → 1.35 月</td> <td>-0.1 月</td> </tr> </table> <p>ただし、この表に掲げる令和3年度の引下げに相当する額については、イに掲げる令和4年6月に支給する期末手当から減額することで調整を行う。</p> <p>イ 令和4年度の支給月数</p> <table border="1" data-bbox="612 1469 1417 1686"> <tr> <td rowspan="2">一般職</td> <td>6月</td> <td>1.2 月</td> <td rowspan="2">2.4 月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.2 月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別職</td> <td>6月</td> <td>1.625月</td> <td rowspan="2">3.25月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1.625月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再任用職員</td> <td>6月</td> <td>0.675月</td> <td rowspan="2">1.35月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>0.675月</td> </tr> </table> <p>(参考) 勤勉手当は改定なし（年間支給月数：一般職1.9月、再任用職員0.9月）。</p> <p>(2) 獣医師に支給される初任給調整手当の上限額を引き上げる。 (現行) 30,500円 → (改定後) 45,000円</p> <p>4 施行期日</p> <p>(1) 3(1)については、公布の日から施行する。</p> <p>(2) 3(2)については、令和4年4月1日から施行する。</p>	一般職	年間	2.55 月 → 2.4 月	-0.15月	特別職	年間	3.35 月 → 3.25 月	-0.1 月	再任用職員	年間	1.45 月 → 1.35 月	-0.1 月	一般職	6月	1.2 月	2.4 月	12月	1.2 月	特別職	6月	1.625月	3.25月	12月	1.625月	再任用職員	6月	0.675月	1.35月	12月	0.675月
一般職	年間	2.55 月 → 2.4 月	-0.15月																													
特別職	年間	3.35 月 → 3.25 月	-0.1 月																													
再任用職員	年間	1.45 月 → 1.35 月	-0.1 月																													
一般職	6月	1.2 月	2.4 月																													
	12月	1.2 月																														
特別職	6月	1.625月	3.25月																													
	12月	1.625月																														
再任用職員	6月	0.675月	1.35月																													
	12月	0.675月																														

第 61 号

熊本県職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
熊本県職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(熊本県職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年熊本県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に改める。

(熊本県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年熊本県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、知事の面前において」を削り、「に署名して」を「を知事に提出して」に改める。

(熊本県警察の職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県警察の職員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、熊本県警察本部長(以下「本部長」という。)又は本部長の定める上級の職員の面前において」を削り、「に署名して」を「を熊本県警察本部長(以下「本部長」という。)に提出して」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

職員等の服務の宣誓に係る実施方法の見直しに伴い、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第61号	熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 職員等のサービスの宣誓に係る実施方法の見直しに伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容 次の3条例について、任命権者等の面前における宣誓書の署名に関する規定を削除する。</p> <p>(1) <u>熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例（第2条関係）【第1条】</u></p> <p>(2) 熊本県公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例（第2条関係）【第2条】</p> <p>(3) 熊本県警察の職員のサービスの宣誓に関する条例（第2条関係）【第3条】</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

第 6 2 号

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第28条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第32条を第34条とし、第31条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第32条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第33条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容
第62号	熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 非常勤職員について、育児休業及び部分休業の取得要件のうち、在職期間が1年以上の要件を廃止する。（第2条、第28条関係）</p> <p>(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等について定める。（第32条、第33条関係）</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和4年4月1日</p>



第 73 号

熊本県学校給食費等の管理に関する条例の制定について

熊本県学校給食費等の管理に関する条例を次のように制定することとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県学校給食費等の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、県が設置する学校における学校給食及び夜間学校給食の実施並びに学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する学校給食及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。以下「特別支援学校給食法」という。）第2条に規定する学校給食をいう。
- (2) 夜間学校給食 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号。以下「夜間課程学校給食法」という。）第2条に規定する夜間学校給食をいう。
- (3) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食に要する経費をいう。
- (4) 夜間学校給食費 夜間課程学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の夜間学校給食に要する経費をいう。
- (5) 教職員等給食費 教職員等（幼児、児童又は生徒以外の者であつて学校給食又は夜間学校給食と同等の給食を受ける教職員その他のものをいう。第4条第1項第3号において同じ。）が負担すべき学校給食費又は夜間学校給食費に相当する経費をいう。
- (6) 学校給食費等 学校給食費、夜間学校給食費及び教職員等給食費をいう。

(学校給食等の実施)

第3条 県は、特別支援学校のうち知事が別に定める学校において法第4条及び特別支援学校給食法第3条の規定に基づき学校給食を、夜間において授業を行う課程を置く高等学校のうち知事が別に定める学校において夜間課程学校給食法第3条の規定に基づき夜間学校給食を実施するものとする。

(学校給食費等の徴収等)

第4条 知事は、次の各号に掲げる者から当該各号に定める学校給食費等を徴収する。

- (1) 保護者等（学校給食を受ける幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、学校給食を受ける成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。） 学校給食費
- (2) 夜間学校給食を受ける生徒 夜間学校給食費
- (3) 教職員等 教職員等給食費

2. 学校給食費等の額は、知事が別に定める。

（学校給食費等の納付）

第5条 前条第1項各号に掲げる者は、当該各号に定める学校給食費等を知事が別に定める日までに納付しなければならない。

（学校給食費等の減免）

第6条 知事は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費等を減額し、又は免除することができる。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第11号に規定する学校給食に関する事務に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に実施する学校給食又は夜間学校給食に係る学校給食費等について適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定による学校給食費等の管理に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

学校給食費等について、県の歳入歳出予算に計上し、県が徴収し、及び管理する公会計方式に移行するに当たり、必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条例等議案関係（概要）

議案番号	議案名	内 容
第73号	熊本県学校給食費等の管理に関する条例の制定について	<p>1 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）</p> <p>学校給食費等について、県の歳入歳出予算に計上し、県が徴収し、及び管理する公会計方式に移行するに当たり、必要な事項を定める必要がある。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 趣旨について定める。（第1条関係）</p> <p>(2) 用語の定義について定める。（第2条関係）</p> <p>(3) 学校給食等の実施について定める。（第3条関係）</p> <p>(4) 学校給食費等の徴収等について定める。（第4条関係）</p> <p>(5) 学校給食費等の納付について定める。（第5条関係）</p> <p>(6) 学校給食費等の減免について定める。（第6条関係）</p> <p>(7) 雑則について定める。（第7条関係）</p> <p>(8) この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、(9)は、公布の日から施行する。</p> <p>(9) 所要の準備行為を定める。（附則第2項関係）</p>

第 7-5 号

財産の減額貸付けについて

財産を次のように減額して貸し付けることとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区分	所在地	面積	貸付けの相手方	貸付けの目的	貸付期間	摘要
土地	熊本市中央区水前寺三丁目455番	2,643.53 平方メートル	一般財団法人熊本県青年会館	熊本県青年会館用地	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	減額率は、65パーセントとする。左欄の貸付期間は、更新することができる。

(提案理由)

一般財団法人熊本県青年会館に財産を減額して貸し付けるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。



条 例 等 議 案 関 係 ( 概 要 )

議案番号	議 案 名	内 容
第75号	財産の減額貸付けについて	<p>1 提案の概要</p> <p>一般財団法人熊本県青年会館に対して減額貸付けしている県有地の貸付期間が、令和4年3月31日をもって満了することに伴い更新を行う。</p> <p>2 貸付けの概要</p> <p>(1) 区分 土地</p> <p>(2) 所在地 熊本市中央区水前寺三丁目455番</p> <p>(3) 面積 2,643.53㎡</p> <p>(4) 相手方 一般財団法人熊本県青年会館</p> <p>(5) 目的 熊本県青年会館用地</p> <p>3 減額貸付けの理由</p> <p>一般財団法人熊本県青年会館は、青少年団体の育成や活動支援に係る事業等を行っており、その活動には公益性が認められることから、減額貸付け(減額率65%)を行う。</p> <p>4 減額率の根拠</p> <p>当該県有地に関し、熊本県が熊本市に対して、毎年、国有資産等所在市町村交付金を交付する必要がある、この交付金の算定額(固定資産評価額の1.4%)と同額(本来の貸付料の35%)となるよう、貸付料から65%を減額するもの。</p> <p>5 貸付期間</p> <p>令和4年4月1日から令和7年3月31日まで</p>

第 78 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

番号	権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
	種類	貸与年度		内訳	金額	
1	育英資金貸与金	平成25年度から平成27年度まで	個人	未償還元金	640,000円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産により今後回収の見込みがないため。
				延滞利息	4,350円	
2	育英資金貸与金	平成26年度から平成28年度まで	個人	未償還元金	712,938円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産により今後回収の見込みがないため。
				延滞利息	15,589円	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 ( 概 要 )

議案番号	議 案 名	内 容
第78号	権利の放棄について	<p>1 放棄する権利</p> <p>育英資金貸与金債権</p> <p>(1)</p> <p>未償還元金 640,000円</p> <p>延滞利息 4,350円</p> <p>(2)</p> <p>未償還元金 712,938円</p> <p>延滞利息 15,589円</p> <p>2 権利の放棄を行う理由</p> <p>(1)、(2)共に貸与の相手方と連帯保証人のそれぞれに電話及び文書催告により、貸付金の回収努力を行ってきたが、両名とも破産法による免責許可決定が確定したことから、今後貸与金の回収の見込みがないと判断し、権利を放棄するものである。</p>

